

## 小泉首相の靖国神社参拝に抗議する声明

- 1 小泉純一郎首相は、10月17日、靖国神社の秋の例大祭の日を選んで、首相就任後5回目の靖国神社参拝を強行した。
- 2 靖国神社は、戦前は国家神道の中心的存在であり、天皇のために忠義を尽くして戦死した人々を「英霊」として合祀し、国民が侵略戦争によって戦死することを美化・正当化するという軍国主義の精神的支柱としての役割を果たした。戦後も、こうした立場から「A級戦犯」を合祀するとともに、アジアで2000万人を超える人々を殺し、日本にも300万人の死者を生ぜしめた侵略戦争を一貫して美化し、「正しい戦争」だと宣伝するセンターとして行動している。どのように形を取りつくろっても、小泉首相が、靖国神社への参拝を強行したことは、平和を求めるこの国のすべての国民、さらには、いわれなき侵略戦争の被害を受けたアジア人民やその諸国政府に敵対するものであり、決して許されない非行である。
- 3 また、首相による靖国神社参拝は、日本国憲法の平和主義及び「政教分離の原則」に違反することは、明らかである。

日本国憲法は過去の侵略戦争の反省の上に、「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないように」決意し（前文）、戦争と武力の行使を放棄した（9条）。そして、国家と神道の結びつきを断ち切るために、20条3項で「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。」（政教分離の原則）と規定している。

靖国神社は宗教団体であり、参拝は宗教的行為そのものである。国の機関である首相が靖国神社へ参拝することが20条3項（政教分離の原則）に反する憲法違反の行為であることは誰の目にも明らかである。このことはすでに愛媛玉串料最高裁判決、岩手靖国訴訟仙台高裁判決、福岡靖国訴訟福岡地裁判決によって確認されていたが、さらに、本年9月30日の大阪高裁判決で明白に判示されたところである。

- 4 にもかかわらず、国の内外の厳しい批判、裁判所の確定判決を無視して、なぜ小泉首相は非行を繰り返すのか。首相の靖国神社参拝には、日本国憲法の空洞化を加速させようとするねらいがあるとみざるを得ない。

私たち自由法曹団は、憲法前文と憲法9条の明示する平和主義、さらには憲法の「政教分離の原則」を踏みにじり、憲法尊重義務（99条）にも違反し、アジア諸国民との信頼関係を破壊する小泉首相の靖国神社参拝を断じて許すことはできない。首相の靖国神社参拝に強く抗議するものである。

2005年10月18日

自由法曹団団長 坂本 修